



厚生労働省より2024年度の年金支給額の改定が発表されました。「年金」と聞くと皆さんは何を思い浮かべますか？多くの方は「老後に受ける年金」をイメージされるのではないのでしょうか。



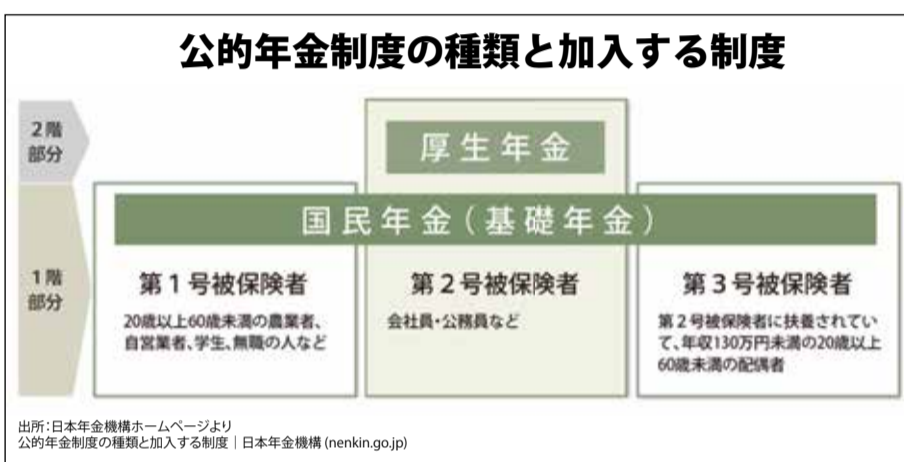
公的年金は、老後のため(老齢年金)だけではなく、一家の大黒柱がなくなったり(遺族年金)や病気やケガで障害が残ったとき(障害年金)にも受け取ることができる制度となっています。

今回は、年金の仕組みと改定についてお伝えしていきます。

1961年に「国民皆年金」制度がはじまり、20歳以上60歳未満の国民は誰でも公的年金に加入で

老後の年金が増えるってホント!?

FPオフィス ライフエイド
ファイナンシャルプランナー 三沢恭子



きるようになりました。そして85年の改正で基礎年金が導入され、日本の年金制度は2階建て構造となりました。1階部分は、基礎年金とも呼ばれ、20歳以上の私たち全員が加入する「国民年金」です。2階部分は1階部分に上乗せとなる会社員や公務員が加入する「厚生年金」で保障が厚くなっています。

さらに、1階部分の国民年金は第1号から第3号被保険者まで三つに分かれています。第1号被保険者は、20歳以上60歳未満の農業者、自営業者、学生、無職の人などです。第2号被保険者は、会社員や公務員などです。第3号被保険者は、第2号被保険者に扶養されていて、年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者です。

けられ、働き方によって保険料の納め方が異なります。自営業者や農業従事者、学生や無職などの人は「第1号被保険者」と呼ばれ、1カ月1万6520円(4月から1万6980円)の保険料を自ら納めます。なお、学生や所得が低く保険料を払うのが難しい方には、学生特例や保険料免除、納付猶予といった制度を使うこともできます。会社員や公務員など厚生年金の上乗せがある第2号被保険者は、毎月定率の保険料を会社と折半で給与やボーナスから天引きされて納めま

す。第2号被保険者に扶養されている配偶者(専業主婦・主夫)は第3号被保険者と呼ばれ、保険料は第2号被保険者の厚生年金制度などが負担しており個人で支払う必要はありません。

公的年金の基礎である国民年金(老齢基礎年金)は、受給資格となる保険料納付済等期間(免除期間や合算対象期間を含む)が10年以上あれば原則65歳から受け取ることができます。年金額は納付した期間に応じて決まるので、20歳から60歳になるまでの40年間、未納なく保険料を納めると満額(2023年度79万5000円)の老齢基礎年金を受け取ることができます。

さて冒頭の話ですが、24年4月から公的年金は2・7%引き上げられ、国民年金は年額81万6000円となります。これは年金額の改訂ルールに基づき物価や賃金の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっているからです。

24年度は、物価変動率(3・2%)が名目手取り賃金変動率(3・1%)を上回ったため、名目手取り賃金変動率(同)を用いた改定となりました。しかし、年金は現役世代から年金受給世代に送りつける賦課方式で成り立っているため、将来世代の年金給付水準を確保するには「マクロ経済スライド」という年金の伸びを調整する仕組みを発動させる必要があります。少子高齢化による年金の担い手である現役世代の人口減少と、平均余命の伸びを数値化したスライド調整率(0・4%)を名目手取り賃金変動率(3・1%)から差し引くことで、年金給付額の伸びは2・7%に抑えられました。24年度の年金額は月額1万7500円の増加に留まり、賃金や物価の上昇率ほど年金額は増えない

という結果になったわけです。公的年金は物価スライド方式とはいえ、今後も物価や賃金の上昇時には「マクロ経済スライド」の発動によって、年金額の調整が行われそうです。

現役世代が、年金だけで老後生活を送っていくことは厳しく、自助努力がますます重要と感ずる。まずは自分の年金を知ることから始め、ねんきんネットや公的年金シミュレーターで年金額を試算してみよう。その上で、税制優遇などを活用した資産形成を検討してみたいかがでしょう。

